

令和2年3月25日

課外活動団体に所属する学生各位

学生サポートセンター学生課

本学の授業開始の延期に伴う学生の課外活動に関することについて(通知)

このことについて、令和2年3月25日付公表の「2020年度東京都立大学の授業開始の延期等について」を受け、下記のとおりお知らせします。

また、新型コロナウイルス関連で日々刻々と状況が変遷する可能性がありますので、定期的に大学HP及び学生サポートセンターHP等を確認し、最新の情報を入手するようにしてください。

記

1 4月1日から5月6日までの学生団体の課外活動について

(1) 学内での課外活動

「2020年度東京都立大学の授業開始の延期等について(別紙)」のとおり、4月1日(水)から5月6日(祝)までの間、本学各キャンパス内の各施設については原則として学生の皆さんは利用することができない旨の決定がありました。

このため、期間中は学内での課外活動を原則として禁止します。

既に使用予約手続済みの施設については、全てキャンセルの扱いとしますのでご承知おきください。

なお、施設の維持保全等の理由により立入りが必要な場合は、学生課に申出の上、許可を得てください。

(2) 学外での課外活動

学生団体の課外活動については、学外での活動も含め行わないようにしてください。

なお、期間中は学外課外活動届を受理しません。学外で自己の判断で活動した場合、事故等の際に課外活動の証明を受けることができず、学研災等の保険の対象外となるのでご注意ください。

(3) 日常生活における留意事項

日常生活においても感染拡大を予防していくためには、学生の皆さんの協力が必要不可欠です。①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発声する密接場面が重なるような場面は避けるようにしてください。3つの条件のほか、共同で使う物品には消毒などを行ってください。

また、不要不急な外出は控えるようにしてください。

(4) 学生ホール及びサークル棟について

学生ホール及びサークル棟について、期間中は他の施設と同様、学生の皆さんは利用することができません。

普段の活動で部室に置いているもので、利用不可期間中に使用する私物については、その期間前に各自持ち出すようにしてください。

2 5月7日以降の課外活動について

5月7日以降の課外活動の実施及び学内施設の予約等に関することについては、社会情勢を確認しつつ、別途通知します。

3 その他

3月中については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、可能な限り課外活動を控えるようお願いいたします。

今後も最新の動向を踏まえ、適宜対応を連絡します。大学からの連絡に注意するようにしてください。

問い合わせ先

学生サポートセンター学生課学生係

電話番号042-677-1111 内線2111

kagai-katsudo@jmj.tmu.ac.jp